明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○独立行政法人住宅金融支援機構に関する省令の一部を改正する省令（財務・国土交通二）　一
○遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第三十二条の規定による立入検査等に関する省令の一部を改正する省令（経済産業六五）　二
〔告　示〕
○肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産一三二〇）　三
○生産業者の住所及び肥料の名称の変更に係る届出があった件（同一三二一）　六
○肥料の登録が失効した件（同一三二二）　七
〔公　告〕
諸事項
官庁
製造たばこ小売定価関係　九
裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等
令和三年度国家公務員共済組合連合会の決算、令和四年度一級土木施工管理技術検定第一次検定の合格者、日本弁護士連合会懲戒処分関係
地方公共団体
無縁墳墓等改葬関係
会社その他
会社決算公告

省令

○財務省・国土交通省令第二号

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）の一部の施行に伴い、並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項及び第五十条の規定に基づき、独立行政法人住宅金融支援機構に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年八月十八日

財務大臣　鈴木　俊一
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

独立行政法人住宅金融支援機構に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人住宅金融支援機構に関する省令（平成十九年財務省・国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（業務方法書の記載事項）	（業務方法書の記載事項）
第三条　機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。	**第三条**　機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。
一～九　（略）	一～九　（略）
十　法第十三条第一項第十号に規定する資金の貸付けに関する事項	（新設）
十一　法第十三条第一項第十一号に規定する契約の締結に関する事項	十　法第十三条第一項第十号に規定する契約の締結に関する事項
十二～二十　（略）	十一～十九　（略）
（区分経理）	（区分経理）
第十条　機構は、次の各号に掲げる勘定においては、内訳として、当該各号に定める業務に係る経理単位に区分するものとする。	**第十条**　機構は、次の各号に掲げる勘定においては、内訳として、当該各号に定める業務に係る経理単位に区分するものとする。
一　（略）	一　（略）